

災害用井戸の指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時に水道の給水が停止した場合に、飲料水以外の洗濯やトイレ等に使用できる水（以下「生活用水等」という。）として提供いただける井戸を登録し、市民の身近なところで確保するとともに、市民相互の助け合いの精神の醸成のため、市内の既存井戸の有効活用を図ることを目的とする。

(指定要件)

第2条 災害用井戸の指定対象要件は、原則として次のとおりとする。

- (1) 管理者がいること。
- (2) 現在使用しているか、又は使用できる状態にあること。
- (3) 使用できる水量があること。
- (4) 災害時に開放できること。
- (5) 井戸情報の公表に同意できること。

(指定の手続き)

第3条 井戸を災害用井戸として市に提供する意志のある所有者等は、自主防災会等を通じて、宇都宮市災害用井戸登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の宇都宮市災害用井戸登録申請書（様式第1号）の提出を受けたときは、内容を確認し、適正と認められる場合は、所有者等に対して、宇都宮市災害用井戸指定通知書（様式第2号）、標示板を送付する。

(指定後の管理)

第4条 災害用井戸の維持管理については、井戸所有者等が実施する。

(災害時の対応)

第5条 災害時には、井戸所有者等の判断により自主的に井戸を開放する。

- 2 井戸水の使用については、生活用水に限る。

制定文

平成9年5月1日から適用する。

改正文

平成10年4月1日から適用する。

改正文

平成11年4月1日から適用する。

改正文

令和2年4月1日から適用する。

改正文

令和5年4月1日から適用する。